

## 四国地域エネルギー・温暖化対策推進会議設置要領

(制定)平成17年3月31日  
(改正)平成19年7月12日  
(改正)平成20年7月30日  
(改正)平成22年7月22日  
(改正)平成23年7月28日  
(改正)平成24年11月9日  
(改正)平成26年2月6日  
(改正)平成26年5月19日  
(改正)平成27年10月1日  
(改正)平成28年12月13日  
(改正)平成29年11月27日  
(改正)平成30年4月1日  
(改正)平成30年7月27日  
(改正)平成30年10月18日  
(改正)平成30年11月26日  
(改正)令和元年11月22日  
(改正)令和2年9月4日  
(改正)令和2年10月30日  
(改正)令和3年11月26日  
(改正)令和4年11月25日

経済産業省四国経済産業局  
環境省中国四国地方環境事務所四国事務所

### 1. 目的及び設置

地域におけるエネルギー・温暖化対策に関する情報交換・共有や、エネルギー需給構造に関する実態把握等を図り、地方公共団体をはじめ地域の地球温暖化対策に関する自主的な取り組みを促進するため、四国地域エネルギー・温暖化対策推進会議（以下「推進会議」）を設置する。

### 2. 活動内容

推進会議においては、以下の活動を行う。

- (1) 関係者間の情報交換・共有・課題の洗い出し
- (2) 客観的な実態把握（基礎となるデータの提供）
- (3) 地域の地球温暖化対策に係る計画・プロジェクト等の策定・実現化支援

### 3. 組織

本推進会議の構成員は、国の地方支分部局、域内の地方公共団体、エネルギー関係者、経済団体、消費者、NGOなどで構成される。

- (1) 構成員については、別表に掲げる者とする。
- (2) 構成員の任期は特に定めない。
- (3) 本推進会議には、必要に応じてその他の関係者を参加させることが出来る。
- (4) 本推進会議に議長を置く。

①議長は推進会議の構成員の中から互選する。

- ②議長は会務を総理し、推進会議を代表する。
- ③議長に事故あるときは、あらかじめその指名する構成員が代理する。

#### 4. 会議の開催等

推進会議は年1回程度開催することとし、必要に応じ会議のもとに幹事会、分科会、ワーキンググループを設けることができる。

#### 5. 事務局

推進会議の事務局は、四国経済産業局、中国四国地方環境事務所四国事務所とし、会議の運営について、中国四国農政局、四国森林管理局、四国運輸局、四国地方整備局、大阪管区气象台が協力する。

四国地域エネルギー・温暖化対策推進会議構成員

農林水産省中国四国農政局 経営・事業支援部長  
農林水産省四国森林管理局 総務企画部長  
国土交通省四国地方整備局 企画部長  
国土交通省四国運輸局 交通政策部長  
国土交通省気象庁大阪管区气象台 気象防災部長  
経済産業省四国経済産業局 資源エネルギー環境部長  
環境省中国四国地方環境事務所四国事務所 所長  
徳島県 危機管理環境部長  
香川県 環境森林部長  
愛媛県 県民環境部長  
高知県 林業振興・環境部長  
国立大学法人香川大学 教授 古川 尚幸  
四国経済連合会 専務理事  
四国商工会議所連合会 常任幹事  
四国電力株式会社 総合企画室経営企画部長  
四国ガス株式会社 管理本部長  
大王製紙株式会社 エネルギー企画部部長  
四国旅客鉄道株式会社 代表取締役専務総合企画本部長  
四国トラック協会連合会 会長  
香川県婦人団体連絡協議会 会長  
徳島県地球温暖化防止活動推進センター センター長  
香川県地球温暖化防止活動推進センター センター長  
愛媛県地球温暖化防止活動推進センター センター長  
高知県地球温暖化防止活動推進センター センター長  
四国環境パートナーシップオフィス 所長  
一般財団法人 省エネルギーセンター四国支部 事務局長  
国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構関西支部 支部長